

Q & A

Q1 . 12 月末までに申請書類提出とありますが、この期限に間に合わない場合、どうしたらよいですか。

A1 . 可能な限り、期限内にご申請ください。ただ、やむを得ず間に合わない場合は、期限前に担当までご連絡ください。

Q2 . 助成期間に令和6年度までとありますが、令和4年度に申請をすれば令和6年度まで継続して助成対象となりますか。

A2 . 継続して助成対象となります。ただし、年度ごとに申請が必要です。

Q3 . 町会長が自宅でインターネット契約している固定回線は助成の対象になりますか。町会の打合せや HP の更新など、町会のために利用しています。

A3 . 個人宅の固定回線は、個人目的での利用と町会活動目的での利用を区別することができないため、対象とはなりません。ただし、町会会館等の自治組織の共有施設に限り固定回線でのインターネット契約は対象としています。

Q4 . 町会会館ではないが、普段から町会の会議等で集まる場所があります。そこで契約している固定回線は助成の対象になりますか。

A4 . 町会での使用を主な目的とする共有施設については、個人宅以外であれば対象となる可能性があります。個別に検討しますのでご相談ください。

Q5 . インターネット契約が町会名義ではなく個人名義でしかできないと言われてしまいました。個人名義でも助成対象になりますか。

A5 . 契約先によっては、個人名義でないと契約できないことがありますが、対象としています。ただし、申請書に契約名義人の個人使用とせず、町会・自治会内にてデジタル活用のための共同使用とすることを条件としています。

Q6 . 町会会館にテレビ回線とセットでインターネット回線を契約しています。この場合は対象になりますか。

A6 . 対象になります。ただし、助成対象として認められるのはインターネット回線の利用料のみとなり、テレビ回線の利用料等は対象になりません。

Q7 . 申請時に提出した予算書と実績報告時の決算書で金額が変更になりました。どうすればよいですか。

A7.(1)決算額が少なくなった場合 決算額を助成額とします。

例:予算書 40,000 円 決算書 35,000 円の場合 助成額 35,000 円

(2)決算額が多くなった場合 当初の予算額を助成額とします。

例:予算書 40,000 円 決算書 45,000 円の場合 助成額 40,000 円

Q8. モバイル Wi-Fi ルーターを従量制プランで契約しています。使用量によって月ごとに請求額が変わるため、予算書はどのように書けばよいですか。

A8. これまでの請求額を基に概算額を記載してください。なお、Q7のとおり、予算書より決算書の金額が多くなった場合は、当初の予算額での助成となりますのでご注意ください。

Q9. 連合町会としての申請は可能ですか。

A9. 案内に記載されている取組を連合町会として実施する場合は申請可能です。また、連合町会に所属している町会から重複して申請することもできます。